

四日市市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 6 月 3 0 日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第 3 0 号

四日市市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

四日市市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年四日市市条例第 3 5 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(虐待等の禁止) 第 1 2 条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、 <u>法第 3 3 条の 1 0 第 1 項各号</u> に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	(虐待等の禁止) 第 1 2 条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、 <u>法第 3 3 条の 1 0 各号</u> に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

附 則

この条例は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

(こども未来部こども未来課)